

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社プロタクト工業
法人番号: 1370601002407
住 所: 宮城県塩竈市本町2番4号福釜ビル2F
2. 指名停止措置期間: 令和2年6月17日から令和2年7月28日まで(6週間)
3. 指名停止措置の範囲: 東北地方測量部管内

4. 事実概要:

株式会社プロタクト工業は、民間工事において、特定建設業の許可を受けていないにも関わらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。このことが建設業法第28条第1項第2号の規定に該当するとして、令和2年5月12日に建設業許可部局である宮城県知事より7日間の営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社プロタクト工業の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

| 措 置 要 領 | 期 間 |
|---|----------------------|
| 1~12 略 | 略 |
| (建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から1か月以上9か月以内 |

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小 島 正 和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大 橋 秀 己 電話 029-864-6870 (直通)